

発表題目「物忌の名義からみる内宮相殿神の役割」

紀ノ崎剛

(一)、三色(さんじき)の物忌(ものいみ)

延暦二十三年(807)、神宮から朝廷に提出された『皇太神宮儀式帳』一には、

天照坐皇太神 所称天照意保比流壳尊

同殿坐神二柱(坐左方称天手力男神、靈御形弓坐、坐右方称万幡豊秋津姫命也、此皇孫之母、靈御形劍坐)

とあります。内宮の天照大御神と同殿(御正宮)に祭られている相殿神(あいどののかみ)を、左方、天手力男神(あめのたちからをのかみ)、右方、万幡豊秋津姫命(よろづはたとよあきつひめ)としています。

また、靈御形(みたまのおほむかた)を弓と劍としています。

天照大御神、天手力男神、万幡豊秋津姫命の三柱の神々には、それぞれ大物忌(おほものいみ)、宮守物忌(みやもりのものいみ)、地祭物忌(とこまつりのものいみ)の三色の物忌が奉斎します。

また、

物忌並小内人宿館伍院。

大物忌、齋館一間。齋火炊屋一間。厨屋一間。大炊屋一間。

宮守物忌、齋館屋一間。齋火炊屋一間。

地祭物忌、齋館屋一間。齋火炊屋一間。

とあり、

三色の物忌は、齋館をそれぞれ与えられ、常に忌火を使った物を食すことが義務付けられ、宮後の川を渡ることも許されません。

この物忌は、物忌の中でも特に重要な職掌であることがわかります。

御正體を奉斎する**大物忌**と万幡豊秋津姫命を奉斎する**地祭物忌**は**童女**、天手力男神を奉斎する**宮守物忌**は**童男**です。幼い子供であることから、父が介添え役を担い、祭祀に支障がないようにします。これらの父を物忌の父といいます。

(二)、他の物忌

他の物忌には、

酒作物忌(さかとかのものいみ・大御神に供る御酒を作り奉る職)、

清酒作物忌(きよさかとかのものいみ・大御神に供る清酒を作り奉る職)、

滝祭物忌(たぎまつりのものいみ・滝祭の神の御饌を供奉る職)、

御塩焼物忌（みさきものいみ・大御神の御饌の料の堅塩をやき供奉る職）、

土師器作物忌（はじのうつはものつくりのものいみ・大宮及び所々の御料を始め、その外所用器を作り進る職）、等があります。どの物忌もその職掌が冠されていることがわかります。

次に神宮の人員構成を見ていくことにします。

③、神宮の人員構成

神宮全体の人員構成は、『皇太神宮儀式帳』に、以下のようにあります。

「禰宜一人、大内人四人、物忌九人、物忌の父九人、小内人九人」

『延喜式』『伊勢大神宮式』も同じ職掌に同じ人数ですが、童女と童男の比率に若干の違いがあり、時代と共に人数は変化します。

次に、人員構成を列挙します。

①禰宜 『儀式帳』当時は、荒木田公成。荒木田氏が禰宜を担う。

「假にて願の義なり。そのことを祈り願ふ職なれば、直にそれを職名とす。」（『大神宮儀式解』二より。）

②大内人 『儀式帳』当時は、磯部小継。宇治土公氏が担う。

「大御神へ殊に親く奉仕よしの稱なるべし。云々 宇治土公姓の内人なれば、これを宇治大内人といひ、次に見ゆるごとく、太玉串儲備職なれば玉串大内人ともいふ。」（右に同じ）

③物忌 『儀式帳』当時は、童女童男の内、宮守の物忌と山向の

物忌は童男であり、その他の物忌は童女である。正宮の御饌を担当する重要な物忌を大物忌という。主に荒木田神主氏の娘であった。実際の儀式を直接行う祭祀側の中心的存在である。

「物忌は、常に齋火を食ひ、諸の事忌して、きたなきに不觸齋敬神事に供奉れば、これを職名とす。（右に同じ）

④物忌父 「物忌は童女なればこれを介保る職を父といふ。」

物忌（童女童男）の儀式を補佐する役目である。（右に同じ）

⑤小内人 此内人は職掌宇治大内人と異なり。その所役次に見ゆ。

その職宇治大内人と同く重けれど、常に忌火物を不食、

又六月の御祭生糸九月御祭御衣供奉事無し。さればその任宇治大内人より少し劣れり。」(右に同じ)

その数九人とあり、物忌、物忌父と同じ人数であることから、物忌を中心とする実際の祭祀を物忌父以外の雑事を補佐する役目であろうと思われる。

これらの人員の職掌は、

凡二所大神宮禰宜大小内人物忌諸別宮内人物忌等。並任度會郡人〔担伊雜宮内人二人物忌父等任志摩國神戸人〕

とあり、在地の人が、その祭祀を掌る役目をします。

四、祭祀の物忌

次に、祭祀の場面「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事」に、大物忌の動きをみます。(原文を読み下して以下に記す。)

亥の時を以って始めて、然即ち御装束物等を皆悉く参入りて、内院の中の御門にて、使いの中臣、新宮仕え奉りて遷し奉る状、並びに、御装束儲け備え奉進る状を告刀申し、之の如く申し畢りて、使いの中臣一人、並びに、太神宮司、御装束物を持たしめて、新宮に参入て、正殿御橋下に侍ふ。「東、使いの中臣、西、太神宮司」爾時、大物忌、先、参上りて手付初める。次に禰宜参上りて、正殿の戸を開け奉て、正殿内の四角に燈油を燃て、

御装束、具に進て畢ぬ。皆悉く罷り出、但し、使いは外の直会殿に坐す。

然、太神宮司、人垣に仕え奉る人等、召集えて、即衣垣、衣笠、刺羽等を持たしめて、人垣仕え奉る男女等に、太玉串を持捧げ令めて、左右に分かれて立ちて、太神宮司、率て参入りて、正殿の御橋の許に侍候る。爾時、行幸道に布を敷く。

即ち、大物忌御鎔を賜て、正殿の戸を開き奉る。「先、大物忌、戸を手付初める。次に禰宜、参上りて、戸を開ける。」即ち、正殿内に燈油を燃す。御船代を開き奉りて、正體をば、禰宜頂き奉る。相殿神東に坐す方は、宇治の内人頂き奉る。西に坐す方は大物忌の父頂き奉りて遷し奉る。

とあり、本宮において、使いの中臣が、遷宮のことと、御装束を備え設けることを祝詞するところから始まります。

新宮において、大物忌の役割は、先に手付け初めることです。これは、最初に階を上がって新宮の御戸開の鍵を開ける所作をすると思われます。(童女には無理があり、御鍵を開けるのは父の役目であろうと思われる。)次に、禰宜が戸を開き、火を灯して、殿の内装を整えます。

次に本宮において、大物忌が先に手付け初めて、御戸開の鍵を開ける所作をすると思われます。次に、禰宜が戸を開け、火を灯しま

す。禰宜が、御正體を直接担当し御船代（みふなしろ・靈御形をいれるもの。）を開けます。東の天手力男神の靈御形の御弓は、直接的には、宇治の内人が担当します。西の万幡豊秋津姫命の靈御形の御劍は、直接的には、大物忌の父が担当します。

このように、行事そのものを直接的に担当するのは、大人の役目であることが、「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事」からも見てとれます。では、三色の物忌（童女、童男）の**本来的役目**とは何でしょうか。

大物忌は、『皇太神宮儀式帳』に、（原文を読み下して以下に記す。）此れ初め大神を頂き齋き奉りたまう倭姫内親王、朝廷に還り参り上りたまう時に、今禰宜神主公成等が先祖、天見通命の孫、川姫命、倭姫の御代大物忌と為して川姫命を以て、大神を傳き奉ら令めて、**その時従り、始めて大神に専ら手付き奉りて、傳き奉る。今齋内親王従り大物忌は大神に近く傳き奉り。晝夜不避ず、今世迄、尤も重し。仍て大物忌の元発る由、件の如し。**とあります。大物忌の始原は、倭姫命が都に帰るにあたって、川姫命を代わりとして、天照大御神の最も近くにあり、晝夜を通じて奉齋したとされています。相殿神の物忌も大物忌のこの役割から派生、展開したものと考えます。

次に、『神宮祭祀概説』三を参考に、神嘗祭（古儀）における三色

の物忌の動きを見ることにします。

十六日亥の刻（午後十時頃）に大物忌、宮守物忌、地祭物忌、酒作物忌、清酒作物忌（それぞれの父）が大御饌、大御酒を供進します。大御饌は、正殿床下の心御柱の前に薦を敷き、その上に供進します。正宮は大物忌（童女）、天手力男神は、宮守物忌（童男）万幡豊秋津姫命は、地祭物忌（童女）が担当します。

また、齋王と大物忌との関係を奉幣の儀（十七日）に追えば、大宮司から大玉串を進められた齋王は、命婦を従えて内玉垣御門前に進み拝礼。拝礼の後に、齋王は大玉串を大物忌に渡します。渡された大物忌は、大玉串を瑞垣御門の前に立てます。

このように、大物忌に代表される三色の物忌の最重要な役割は、「その時従り、始めて大神に専ら手付き奉りて、傳き奉る。今齋内親王従り大物忌は大神に近く傳き奉り。」とあったように、祭祀上、三柱の神の最も近くに、かしく存在であるということがわかります。

明らかに、神宮祭祀の概念上、神の最も近くまで進めるのは、この三色の物忌と考えられます。齋王の祭祀次第も大玉串を奉る作法は、大物忌に委任します。このことは、潔齋が他の職掌より重いことから窺えます。

(四) 相殿神

天手力男神は、『古事記』『日本書紀』の天岩屋戸の段によれば、その神格は、手の威力の強い男神と考えられます。語義は、「天」は、高天原に關係する、手力の靈威力の優れた腕力の強い男の神です。その手の靈威力により天岩屋戸の御戸を開いたとされます。

また、『古事記伝』^四には、「此にて此の神の名義あらはれたり、戸を開くには本よりのこと、御手を取て引出奉むにも、手力の優たらむ神を充べきわざなりかし、云々」とあります。

天岩屋戸を開ける行為もさることながら、天照大御神の御手を直接とつて引き出し奉っているのが重要だと考えます。(原文を読み下して以下に記す。)

細に磐戸を開けて窺す。時に手力雄神、則ち天照大御神の手を奉承りて、引き奉出る、『日本書紀』^五

また、『古語拾遺』^六(原文を読み下して以下に記す。)には、天岩屋戸祭祀の段取りのひとつとして、「大峡、小峡の材を伐りて瑞殿を造り、兼ては御笠と矛盾を作らしむ」「爰に天力雄神をして其の扉を引啓け、新宮に遷座。」と、遷宮を連想させる記述があります。

その後、天手力男神は、五伴緒とは別に、天孫と共に天降ります。『古事記』^七に「次に手力男神は、佐那々県に坐す。」とあります。『延喜式』^八「神名式上」に、多気郡に佐那神社二座とあり、『式内

社調査報告書』によれば、現在の所在地は、多気郡多気町佐奈字仁田一五六番地です。二座は、天手力男神と曙立王命(開化天皇の御子、大俣王の子)です。

また、『神名式下』の紀伊国三十一座の牟婁郡六座のなかに、天手力男神社があります。同じ紀伊の名草郡に、天岩屋戸祭祀における御鏡が祀られているとされる日前神社(現在の和歌山の日前宮)があり、『古語拾遺』に、

是に、思兼神の議に従ひて、石凝姥神をして日の像の鏡を鑄しむ。初度に鑄たるは、少に意に合はず。「是、紀伊国の日前神なり。」^九次度に鑄たるは、其の状美麗し。「是、伊勢の大神なり。」と記されています。

神宮の御鏡と天手力男神、日前神社の御鏡と天手力男神社の対応から、御鏡(御正體)との關係性、その殿を守る存在としての神であるということが言えるのではないでしょうか。

天手力男神に仕える物忌は「宮守」を冠しています。宮守そのものが天手力男神の職掌と考えれば、神域において御正宮を守るということになります。直接の武である「弓」と呪術的(鳴弦)な防護の象徴である「弓」を靈御形とすることで、天手力男神の役割が推測できます。

万幡豊秋津姫命は、『古事記』の天孫降臨の条に（原文を読み下して以下に記す。）

尔して、天照大御神・高木神之命以ちて、太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に詔らさく、「今、葦原中国を平ゲ訖ト白せり。故、言依さし賜ひし隨に降り坐し而知者せ。」トノらす。尔して、其ノ太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答へて白さく、「僕者降り将装束しつる間に、子生れ出でぬ。名は天迹岐志国迹岐志天津日高日子番能迹迹藝命。此ノ子降す応し。」トまをす。此ノ御子者、高木神之女、万幡豊秋津師比売命に御合して、生みませる子、天火明命。次に日子番能迹迹藝命。二柱なり。

とあり、万幡豊秋津姫命は、高御産巢日神（高木神）の娘であり、正勝吾勝々速日天忍穗耳命の夫人であり、天火明（尾張連の祖先神）と天孫降臨する日子番能迹々芸命の母神であることがわかります。

『日本書紀』では、（原文を読み下して以下に記す。）

第九段の本文に、

天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女、栲幡千千姫を娶きたまひて、天津彦彦火瓊杵尊を生れます。故、皇祖高皇産靈尊、特に憐愛を鍾めて、崇て養したまふ。遂に皇孫天津彦彦火瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。

と書いてあり、

一書の一には、

既にして、天照大神、思兼神の妹萬幡豊秋津姫命を以て、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に配せまつりて妃として、葦原中国に降しまさしむ。

一書の二には、

則ち、高皇産靈尊の女、號は萬幡姫を以て、天忍穗耳尊に配せて妃として降すまつらしめたまふ。故、時に虚天に居しまして生める兒を、天津彦彦火瓊杵尊と號す。因りて此の皇孫を以て親に代へて降しまつらむと欲す。

一書の六には、

天忍穗根尊、高皇産靈尊の女子栲幡千千姫萬幡姫命、亦是云はく、高皇産靈尊の兒火之戸幡姫の兒千千姫命といふ。を娶りたまふ。而して兒天火明命を生む。次に天津彦根火瓊杵根尊を生みまつる。

一書の七には、

高皇産靈尊の女天萬栲幡千千幡姫。一に云はく、高皇産靈尊の兒、萬幡姫の兒玉依姫といふ。

一書の八には、

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女天萬栲幡千千幡姫を娶りて、云々

と書かれています。

一書の二、六、七、八に、『古事記』と同じく高御産巢日神の娘とし、一書の一には思兼命の妹とし、一書の六の異伝には、高御産巢日尊の児の火之戸幡姫の児とし、一書の七の異伝には高御産巢日尊の児の万幡姫の児、玉依姫とされています。

結果、『日本書紀』では、万幡豊秋津姫命は、高御産巢日神の娘であり、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の妃にして、皇孫である番能迹迹藝命の母であり、思金神とは兄妹にあたることわかります。

神名から、「幡」は機織りの意、栲(楮の木)は麻類の織物、「千々」「豊」「二万」はたくさん、豊かな、「秋津」は、やまとの国ということが窺えます。

地祭(とこまつり)の物忌という語から、大宮の地を祭る神の物忌と推測されます。『大神宮儀式解』は、「造替遷宮の地鎮も地祭の物忌につとめしむ」とし、「大宮地を祭るは殊に重事なり。」としています。この神もまた、直接の武である「剣」を霊御形とし、宮殿地を守る役目であることが推測できます。

内、結

今回は、霊御形にはふれませんでした、相殿神の霊御形が、弓と剣であることから、外からの何モノから、御正體(宮)を護り、また、その宮殿の大地を護ることが知れます。

相殿神の専属の物忌が冠する、宮守、地祭に、相殿神の役割や性格がそこにあるのであらうと考えます。

- 一 「皇大神宮儀式帳」「日本祭祀行事集成」第一卷 平凡社 昭和四五年。底本は『群書類従』本とし、対校した。
- 二 中川経雅「禰宜内人物忌等職掌行事」「大神宮儀式解」卷十八 吉川弘文館 平成十八年。
- 三 阪本廣太郎「中編・第五章 第五節 神宮の儀(古儀)」『神宮祭祀概説』神宮司庁教導部 昭和四十年。
- 四 『本居宣長全集』第十卷 筑摩書房 昭和四三年。
- 五 日本古典文学大系 『日本書紀』岩波書店 昭和四二年。
- 六 忌部広成『古語拾遺』新撰日本古典文庫4 高橋氏文 現代思潮社 平成二十二年。
- 七 日本思想大系『古事記』岩波書店 昭和五七年。
- 八 『延喜式』卷九 大岡山書店 昭和四年。